

別表（第1条関係）
指名停止基準

指名停止事由	期間
(虚偽記載)	
1 競争入札参加資格審査申請における当該申請書及び添付書類（市長が必要と認めた書類を含む。）又は入札前における提出書類に虚偽の記載をし、工事及び物品調達等の契約（以下「調達契約」という。）の相手方として不適当であると認められるとき。 （過失による粗雑工事及び粗雑品の納入）	当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内
2 市と締結した調達契約の履行に当たり、過失により工事又は調達品等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内
3 県内における他の公共機関の調達契約の履行に当たり、過失により工事又は調達品等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、市と締結した調達契約の履行に当たり、契約に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上8カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
6 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた事業関係者事故)	
7 市と締結した調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内
8 県内における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内
(県外における公衆損害事故、事業関係者事故)	
9 山形県外における調達契約の履行に当たり、安全管理の措置が著しく不適切であったため、公衆又は事業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が特に重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内
(贈賄)	
10 有資格業者である個人、有資格業者の役員（以下「役員」という。）又はその使用人（以下「使用人」という。）が、市職員又は県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により	逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上24カ月以内

<p>逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>11 役員又は使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内</p>
<p>12 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 6カ月以上24カ月以内</p>
<p>13 市又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (競売入札妨害又は談合)</p>	<p>当該認定をした日から 12カ月以上24カ月以内</p>
<p>14 役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6カ月以上24カ月以内</p>
<p>15 市又は県内の他の公共機関と締結した調達契約に関し、役員又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (建設業法違反行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 12カ月以上24カ月以内</p>
<p>16 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上12カ月以内</p>
<p>17 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合で、次のア又はイに該当し、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。) ア 県内を対象とする調達契約において、建設業法の規定に違反し監督処分がなされた場合 イ 建設業法の規定に違反し、東北管内における許可行政庁から監督処分がなされた場合 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>18 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内</p>
<p>19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、調達契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内</p>